

## 保育の必要性の認定における就労時間の設定について

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）において、子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の認定に係る事由が定められました。このうち、保護者の就労を事由に保育を必要とする場合については、その就労時間の下限を月48時間から64時間までの範囲内で市町村が定めることとなりました。

本市としましては、当該就労時間の下限について、次のように考えています。

- ・ 現行の「洲本市保育の実施に関する規則」（平成18年洲本市規則第77号）において、保育の実施基準の就労時間を、一日4時間以上かつ週4日以上（概ね月64時間）としている。
- ・ 就労時間が月64時間未満であっても、保育所の一時預かりが利用できるほか、幼稚園（私立幼稚園）において預かり保育が実施されており、就労中の家庭にも幅広く利用されている。
- ・ 現行の保育の実施基準と異なる基準を設けた場合、現在幼稚園に通園する児童が保育所に入所するなど、入所児童数の大幅な変動が起こりうるため、公立私立ともに施設整備等の面で大きな影響を受ける可能性がある。
- ・ 下限が低いほど利用できる対象者は多くなるが、保育がより必要とされる児童の年度途中での入所が困難となる可能性がある。

**上記のことを考慮し、保育を必要とする就労時間は「月64時間以上」とすることを検討しています。**

## 【参考】「子ども・子育て支援法施行規則」（概要）

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の内閣府で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

1. 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
2. 妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。
3. 疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有していること。
4. 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していること。
5. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
6. 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。
7. 学校、専修学校、各種学校、教育施設に在学していること。（職業訓練含む）
8. 児童虐待またはそのおそれがあると認められること、DVにより保育を行うことが困難と認められること。
9. 育児休業をする場合で当該育児休業に係る子ども以外の子どもが特定教育・保育施設を利用しており、この間引き続き当該教育・保育施設を利用することが必要であると認められること。
10. 前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。